

「電気・ガス料金負担軽減支援事業」による ガス料金の値引きについて

2025年1月6日

栄ガス消費生活協同組合（以下、当組合）は、経済産業省の「電気・ガス料金負担軽減支援事業（以下、本事業）」を受けて、2025年2月検針分から2025年4月検針分まで、国が定める値引き単価を踏まえてガス料金を算定いたします。

なお、本事業による値引きに関して、お客さまご自身でのお手続きや当組合へのご連絡は不要です。

1. 本事業による値引き概要

・対象のお客さま

当組合とガスをご契約されているお客さま

（都市ガスの年間契約量が1,000万 m^3 以上のお客さま及び発電事業者は対象外となります。）

・適用期間及び値引き単価

2025年2月検針分から2025年3月検針分の値引き単価：10円/ m^3 （税込）

（2025年1月検針日の翌日から2025年3月検針日まで）

2025年4月検針分の値引き単価：5円/ m^3 （税込）

（2025年3月検針日の翌日から2025年4月検針日まで）

<参考>

標準的なご家庭（月間使用量51 m^3 ）では、2・3月検針分は510円（税込み）、4月検針分は255円（税込み）の値引きとなります。

2. 電気・ガス料金負担軽減支援事業について

資源エネルギー庁 電気・ガス料金支援事務局

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

TEL：0120-013-305 受付時間：平日9時から17時まで（年末年始を除く）

ガス料金等のお問合せは当組合までお願いいたします。

<お問い合わせ先>

栄ガス消費生活協同組合
業務課

TEL：0256-45-2049